第一一四号

参第一号

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(案)

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の三 第一項中「寮母」を「寄宿舎教諭」に改め、同条第二項を次のように改める。

寄宿舎教諭は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の教育(これに必要な世話を含む。)をつかさどる。

第七十三条の三に次の二項を加える。

寄宿舎助教諭は、寄宿舎教諭の職務を助ける。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、寄宿舎教諭に代えて寄宿舎助教諭を置くことができる。

(教育職員免許法の一部改正)

第二条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「養護助教諭」の下に「、寄宿舎教諭、寄宿舎助教諭」を加える。

第三条第三項中「及び養護助教諭」を「、養護助教諭、寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

第四条第二項中「及び養護教諭」を「並びに養護教諭及び寄宿舎教諭」に改め、同条第四項中「及び養護助教諭」を「並びに養護助教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

第五条第一項中「若しくは第二」を「、別表第二若しくは別表第二の二」に改める。

第六条第二項中「第五、第六又は第七」を「別表第五、別表第六、別表第七又は別表第八」に改める。

別表第一備考第一号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同表備考第二号中「別表第二」の下に「及び別表第二の二」を加え、同表備考第三号中「ものとする」の下に「(別表第二の二の場合においても同様とする。)」を加え、同表備考第四号中「別表第二」の下に「及び別表第二の二」を加え、同表備考第五号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の三第三項」に改め、「別表第二」の下に「及び別表第二の二」を加え、同表備考第七号中「ものとする」の下に「(別表第二の二の場合においても同様とする。)」を加える。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第五条関係)

	第	_		欄		第	=	欄	第	Ξ	欄
		所	要	資	格	基基	楚 資	格	大学において 教育科目の最		を必要とする専門
免 許	状 0)種	類	\					特殊教育に 関するもの	教職に関するもの	特殊教育又は教職に関するもの
			_			イ 修士の学位を	有すること。		二三	一六	二四
寄	寄 専修		免	許	状	口 盲学校教諭、		は養護学校教諭			
						の専修免許状を有				,	
宿			_			イ 学士の称号を	有すること。		_=	一六	
舎	_	種	免	許	状	ロ 盲学校教諭、 の一種免許状を有		は養護学校教諭			
									_		
教	=	種	免	許	状	イ 大学に二年以 修得すること。	上仕子し、六	十二単位以上を	一三		
諭						ロ 盲学校教諭、 の二種免許状を有		は養護学校教諭			

別表第三備考第一号中「及び別表第七」「から別表第八まで」に改め、同表備考第二号中「並びに別表第六及び別表第七」を「及び別表第六から別表第八まで」に改め、同表備考第四号中「及び別表第七」を「から別表第八まで」に改め、同表備考第五号中「別表第六」の下に「及び別表第八」を加え、同表備考第六号中「及び別表第七」を「から別表第八まで」に改める。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第六条関係)

	第	_		欄		第	_	欄		第	Ξ	欄			第	兀	欄
	ようと状の種			Žį Žį	格	有すること 状の種類	を必要	とする免許	第二欄に気管学 許状の授り ては 小学校の りょう しん ことを 必要 した ことを 必要 した ことを 必要 から こと から こと から かい こと から かい こと こと かい こと	を校又に 与を受 交、中等 含む。) 実務証	は養護学 けようと 学校、高 ()として () 明責任者	校の教 ごする場 等学校及 良好な原 もの証明	員(二種類 場合にある みび幼稚園 戏績で勤新	発う遺物	を修 おい を必	得し ハて耶 い要と	うる各免 た後、大 又得する ごする最
	専	修	免	許	状	寄宿舎教諭(の一種質	免許状					=	Ξ			一五
宿	_	種	免	許	状	寄宿舎教諭の	の二種類	免許状					3	Ξ			二〇
舎教	=	種	免	許	状		は幼稚[校、高等学 園の教諭又 免許状					3	=			六
諭						口 寄宿舎 状	助教諭	の臨時免許					7	``\			ΞΟ

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の施行の際現に盲学校、聾学校又は養護学校の寮母である者は、改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に寄宿舎助教諭となり、同日から起算して十五年を経過する日までの間は、引き続きその職務を行うことができる。
- 3 当分の間は、改正後の学校教育法第七十三条の三第四項の規定にかかわらず、特別の事情がないときにおいても、前項の寄宿舎助教諭をもって、寄宿舎教諭に代えることができる。
- 4 第二項の規定により寄宿舎助教諭である者に対して教育職員検定により寄宿舎教諭の普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第 欄	第	_		欄	第	Ξ	欄	第	四	欄
所 要 資 格 受けようとする 免許状の種類	基	礎	資	格	第二欄に定め 後、盲学校、いて寮母又は な成績で勤務 の証明を有す 在職年数	³⁹ 聾学校又は 馪 寄宿舎助教詞 した旨の実矛	養護学校にお 俞として良好 条証明責任者	第二欄に 格を所得 おいて修 必要とす	した後 8得する	、大学に ることを
申 修 免 許 状	修士の学位	を有する	こと。				_			
一種免許状	学士の称号	を有する	こと。				=			

	イ 大学に二年以上在学し、六十二単位(うち二単位は、体育とする。) 以上を修得すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	Ξ	
二種免許状	ロ 高等学校を卒業すること又は文 部大臣がこれと同等以上と認める 資格を有すること。	四	一四
	ハ 九年以上盲学校、聾学校又は養護学校において寮母又は寄宿舎助教諭として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。		—四

備考

- 一 新法別表第一備考第一号及び第二号並びに同法別表第三備考第四号の規定は、この表の場合について準用する。
- 二 第二欄中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関(養護教諭養成機関を含む。)及び旧国立養護教諭養成所設置法 (昭和四十年法律第十六号)による国立養護教諭養成所を含むものとする。
- 三 第二欄及び第三欄の学校の寮母又は寄宿舎助教諭についての第二欄及び第三欄の実務証明責任者は、国立又は公立の学校の 寮母又は寄宿舎助教諭にあっては所轄庁と、私立学校の寮母又は寄宿舎助教諭にあってはその私立学校を設置する学校法人の 理事長とする。
- 四 前号に規定する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の盲学校、聾学校及び養護学校の設置者(法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者)を含むものとする。
- 五 この表の規定により二種免許状の授与を受けようとする者について、第三欄に定める最低在職年数(八の項にあっては、九年)を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数(第四欄に定める最低単位数から四単位を控除した単位数を限度とする。)を当該最低単位数から差し引くものとする。
- 5 前項の表二種免許状八の項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、寄宿 舎教諭の二種免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この二種

免許状を授与された者に寄宿舎教諭の一種免許状を授与する場合及び更にその者に寄宿舎教諭の専修免許 状を授与する場合についても同様とする。

6 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者は、当分の間、新法第三条第一項の 規定にかかわらず、寄宿舎教諭となることができる。

(他の法律の一部改正)

- 7 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。 第一条中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を加え、「寮母」を「寄宿舎助教諭」に改める。
- 8 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
 第二条第二項中「養護助教諭」の下に「、寄宿舎教諭、寄宿舎助教諭」を加える。
- 9 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、寄宿舎助教諭」を加え、「、寮母」を削る。

10 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、寄宿舎助教諭」を加え、「、寮母」を削る。

第十三条中「寮母」を「寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭」に、「肢体不自由者」を「肢体不自由者」に改める。

11 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の 一部を次のように改正する。

第二条第一項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、寄宿舎助教諭」を加え、「、寮母」を削る。

第二十条を削り、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭の数)

第十九条 寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭(以下「寄宿舎教諭等」という。)の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学

校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数(高等部の生徒のみを寄宿させる寄宿舎のみを置く特殊教育諸学校について当該合計数が十に達しない場合にあっては、十)を合算した数とする。

- 一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒(肢体不自由者である生徒を除く。)の数に五分の一を乗じて得た数
- 二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数に三分の一を乗じて得た数 第二十二条の二中「養護教諭等」の下に「、寄宿舎教諭等」を加え、「、寮母」を削る。
- 12 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、寄宿舎助教諭」を加え、「、実習助手及び寮母」を「及び実習助手」に改める。

13 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、寄宿舎助教諭」を加え、「実習助手及び寮母」を「及び実習助手」に改める。

理由

盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎における教育の重要性にかんがみ、その教育を一定の資格を有する寄宿舎教諭に行わせることとし、もって障害児教育の一層の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。